

タイ産カミメボウキに対する輸入検査の強化について

タイ産カミメボウキについては、平成10年10月よりパラチオンメチルについて食品衛生法第15条第3項に基づく検査命令を実施していたところですが、今般、検疫所におけるモニタリング検査の結果、残留基準値を超えるクロルピリホスの検出が確認されたため、本日よりクロルピリホスについても検査命令の対象農薬としましたので、お知らせします。

なお、残留農薬が検出された食品は、食品衛生法第7条に違反するため、全量について廃棄又は積み戻し等の指示を行ったところです。

<経緯>

- (1) 平成14年3月14日 1回目の違反
届出数量及び重量：35カートン、210kg
検出農薬：クロルピリホス 0.09ppm（基準値：0.01ppm）
届出先：名古屋検疫所 名古屋空港検疫所支所

- (2) 平成14年12月3日 2回目の違反
届出数量及び重量：20カートン、120kg
検出農薬：クロルピリホス 0.02ppm（基準値：0.01ppm）
届出先：名古屋検疫所 名古屋空港検疫所支所

<参考>

タイ産カミメボウキ輸入実績

輸入届出重量

平成14年1月1日～12月3日

	届出件数	検査件数	輸入重量
生鮮・冷蔵	101件	101件	11,484kg